

## 別紙 1

### 令和 8 年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業運営業務委託仕様書

#### 1 業務名

令和 8 年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業運営業務委託

#### 2 業務目的

飯島町（以下「本町」という。）が進める「飯島町第 6 次総合計画改訂版」に定める施策（以下「本事業」という。）について、本事業に関する知見やノウハウを持つ法人又は団体（以下「受入団体等」という。）に事業の企画提案から運営事業までを包括的に委託することにより、民間力を生かした高い成果の創出を目的とする。

#### 3 本町が実施する事業

本事業においてに実施する事業は以下のとおりとする。

##### (1) 基本構想「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」

基本計画「地域資源を生かした農業の展開」

- 施策 ① 消費者ニーズと需要を見据えた新たな振興作物の研究と導入
- 施策 ② 6 次産業化の展開による高付加価値化農業の研究と推進
- 施策 ③ 耕作条件が不利な水田について畑地化の検討
- 施策 ④ 環境保全型農業への取り組み
- 施策 ⑤ 地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消の取り組み

##### (2) 基本構想「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」

基本計画「新しいワークスタイルの推進と起業支援」

- 施策 ① 事業承継、起業・創業の支援
- 施策 ② 企業の人材確保と人材育成の支援
- 施策 ③ 就業・就労支援の充実

#### 4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### 5 委託業務内容

受入団体等は、「3 本町が実施する事業」を効果的に実施するため、地域力活動を行う「企業雇用型地域おこし協力隊員（以下「雇用型隊員」という。）」を登

用し、本町への定着を図るとともに、地域と共に課題解決を目指すものとする。  
なお、本事業において、本町と雇用型隊員との間に、指揮監督関係や任用関係は無いものとする。

(1) 雇用型隊員募集・選考業務

本仕様書及び、別紙 1-2「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊募集・選考業務仕様書」を踏まえ、雇用型隊員の募集、選考、雇用等に関する業務を実施すること。

(2) 雇用型隊員受入業務

本仕様書及び、別紙 1-3「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊受入業務仕様書」を踏まえ、雇用型隊員の育成、活動管理、支援等に関する業務を実施すること。

6 業務委託料

本業務委託に係る金額は、国の地域おこし協力隊推進要綱（令和 8 年総行応第 40 号。以下「推進要綱」という。）に定める、国が本町に対して行う財政措置及び本町の予算の範囲内とし、以下金額を上限とする。

(1) 地域おこし協力隊員の募集・選考に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）

上限 350 万円／年間

(2) 地域おこし協力隊員の報償費等に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）

上限 1 人あたり 350 万円／年間

※ただし、年度途中から受入れを開始した場合又は解雇した場合の上限は、月割金額とする。

(3) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）

上限 1 人あたり 200 万円／年間

※ただし、年度途中から受入れを開始した場合又は解雇した場合の上限は、月割金額とする。

7 支払方法

別紙 1-2「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊募集・選考業務仕様書」及び別紙 1-3「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊受入業務仕様書」に定める方法にて支払うものとする。

## 8 再委託の制限等

- (1) 受入団体等は、本事業の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受入団体等は、本事業の一部を第三者に委託することが出来る。この場合、事前に本町に対して書面にて、再委託先、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、再委託の概算金額を報告しなければならない。

## 9 監査及び検査

- (1) 業務の実施に重大な影響を与える事態が生じた場合、受入団体等は本町に報告書を提出し、本町と協議を行うものとする。
- (2) 本町は、必要があると認めるときは、受入団体等に対して委託業務の履行状況、その他必要事項について報告を求めることや、実地での検査等を行うことができる。

## 10 報告

- (1) 受入団体等は、本事業の実施にあたり、自己の従業員の中から本事業に係る担当者（管理責任者を含む）を選任し、本町にその旨を通知するものとする。
- (2) 受入団体等は契約締結後、令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業受入団体等業務委託要領（以下「委託要領」という。）第5条に定める「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業実施計画書（様式第1号）」を本町に提出し、承認を受けた上で業務に取り掛かること。
- (3) 受入団体等は、毎月5日までに設置要綱第22条第1項に定める「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊活動報告書（様式第6号）」を作成し、対面および書面により前月分を本町へ報告を行うこと。
- (4) 受入団体等は、各年度終了時に設置要綱第22条第2項に定める「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊実績報告書（様式第7号）」を作成し、対面および書面により本町へ報告を行うこと。

## 11 個人情報保護

個人情報取扱特記事項（別紙）に記載された事項について順守すること。

## 12 契約解除

- (1) 本町は、受入団体等が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の

手段を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本仕様書および他業務仕様書に定める義務に違反したとき
- ② 官庁から営業取り消し、営業停止等の処分を受けたとき
- ③ 支払停止または支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から不渡処分を受けたとき
- ④ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき
- ⑤ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、または租税公課の滞納処分を受けたとき
- ⑥ 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき

(2) 受入団体等は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、本町に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(3) 第1項の規定により本町が契約を解除した場合、本町が受入団体等に支払を予定した一切の金銭について、受入団体等は本町に請求することはできない。

(4) 事業期間内に、法令・政策の変更、本件業務進捗の著しい遅延など本事業の適切な運営に重大な疑義が生じる事由が発生した場合もしくは、発生が予見された時点で、本町は事業期間、業務内容、評価方法、支払などの見直し対応または、契約解除を行うことができる。

### 13 損害賠償

(1) 委託業務の実施にあたって発生した損害(第三者に与えた損害を含む)について、受入団体等は賠償の責任を負う。ただし、その損害のうち、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

(2) 受入団体等が本町に賠償を行う場合、本町は契約金その他本町が受入団体等に支払うべき債務と相殺することができる。

### 14 留意事項

(1) 本事業は、本仕様書によるほか、本町の諸条例、規則等関係各種法令に準拠して実施すること。また、業務遂行にあたり本町と詳細な協議を行い、本町の承認後に業務を遂行すること。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載の無い事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、本町と協議後責任を持って充足すること。

(2) 受入団体等は、作成した業務スケジュールに基づいて適正な工程管理を行い、

本町から実施状況の報告を求められた場合は、業務の進捗状況を随時報告すること。

- (3) 災害等不測の事態が発生し、ツアー等の開催時期の変更あるいは中止など、業務内容及びスケジュールの見直しが必要となったときは、事前に本町に連絡するとともに内容の見直しについて協議し、本町の指示に従うこと。
- (4) 受入団体等は、本事業実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、本町に発生原因及び経過等を速やかに報告し、本町の指示に従うこと。
- (5) 本仕様書に明示していない事項あるいは業務の過程において疑義が生じた場合、受入団体等は本町と十分協議のうえ、受入団体等は本町の指示に従うこと。
- (6) 業務遂行にあたり、事故等の場合に備え、必要に応じて保険等に加入すること。
- (7) 受入団体等は、業務終了後の出来高に応じて精算を行うこととする。ただし、委託業務の完了前に、委託業務に必要な経費を本町に請求することができる。この場合において、本町は当該請求に対して、支払うことが適当であると判断したときは、概算払いを行うことができる。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、本町と受入団体等による協議のうえ処理するものとする。
- (9) 受入団体等は、本事業終了時においては、次受入団体または本町が業務を効率的かつ円滑に運営できるように、受入団体等または本町に対して適切な内容の業務の引継ぎを遅滞なく行うこと。
- (10) 事業費の支払いを証する書類（領収書等）を適切に保管しておくこと。
- (11) 帳簿類等の関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する本町の会計年度終了後、5年間保管すること。

## 15 業務の完了及び検査

### (1) 完了検査

受入団体等は、本事業を完了したときは、速やかに本町に報告するものとし、完

了検査を受けるものとする。

(2) 訂正又は補正

受入団体等は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他対応措置を執るものとする。